

「令和8年度 高校生活のしおり II 教務」

8. その他(生徒の警報発令時の対応について) ※令和8年5月28日より気象情報が変更

*変更後は、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の4種類を対象に「レベル3 大雨警報」のように、「警戒レベル(避難行動を判断するための情報)+情報名」の形で発表される。また、「レベル5 ○○特別警報」と「レベル3 ○○警報」の間に、新たに「レベル4 ○○危険警報」が追加された。なお、暴風・波浪・大雪・暴風雪については現行通り(特別警報・警報・注意報)。

※次項を参照

1. 午前6時の時点で、広島市東区に河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の4種類のうち、特別警報(レベル5)・危険警報(レベル4)・警報(レベル3)のいずれかが発令されている場合、または、暴風・波浪・大雪・暴風雪のうち、特別警報または警報が発令されている場合、自宅待機とする。

午前6時から学校に到着するまでの間に警報が発令された場合は、学校・自宅その他安全な場所で待機・避難する。

2. 午前9時までに警報が解除された場合は、安全に留意しながら登校する。

学校は2時間遅れで始業(10時30分)する。

3. 午前9時の時点で警報が解除されない場合は、休校とする。

休校の場合は、原則としてその日の授業を後日に振り替える。

*広島市東区に警報が発令されていないが、居住地に警報が発令されている場合は、保護者の判断で自宅待機とする。

*登校後に警報が発令された場合は、状況を検討し、生徒を帰宅させるかどうか判断する。

*上記以外でさまざまな危険が想定される場合、登校させるかどうかは保護者の判断の下に行うこと。(必ず学校に連絡する。)

上記で決定した警報発令時の対応については以下の2つの方法で確認ができる。

1. 本校ホームページ <http://www.setouchi-h.ed.jp>

2. さくら連絡網

登録先に一斉送信を行う。

生徒の安全を考慮し、警報発令時の対応についての予報区域は以下の5区域、23市町とする。

5区域

(広島・呉)、(芸北)、(備北)、(東広島・竹原)、(福山・尾三)

23市町

廿日市市、大竹市、安芸大田市、北広島町、安芸高田市、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、江田島市、呉市、東広島市、竹原市、大崎上島町、三原市、世羅町、三次市、庄原市、神石高原町、府中市、尾道市、福山市

新しい防災気象情報

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫 特別警報	レベル5 大雨 特別警報	レベル5 土砂災害 特別警報	レベル5 高潮 特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫 危険警報	レベル4 大雨 危険警報	レベル4 土砂災害 危険警報	レベル4 高潮 危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

気象庁HP「新たな防災気象情報について(令和8年〜)」をもとに日本気象協会が作成

日本気象協会 tenki.jp

変わらないこと① | 警戒レベル相当情報以外の警報・注意報は従来のまま

警戒レベル相当情報以外の 特別警報・警報・注意報は変更なし	
特別警報	暴風・波浪・大雪・暴風雪
警報	暴風・波浪・大雪・暴風雪
注意報	強風・波浪・大雪・風雪・濃霧・雷・乾燥・ なだれ・着氷・着雪・霜・低温・融雪

※これらの特別警報・警報・注意報は、レベル5(緊急安全確保)やレベル3(高齢者等避難)には相当しないことに留意。

気象庁HP「新たな防災気象情報について(令和8年〜)」をもとに日本気象協会が作成

日本気象協会 tenki.jp

変わらないこと② | 避難が必要になるタイミングや行動は変わらない

避難情報の種類(警戒レベルと避難情報)		知る防災
警戒レベル	危険度分布	取るべき行動
5	災害切迫	命の危険 ただちに安全確保
▼▼▼警戒レベル4までに必ず避難▼▼▼		
4	危険	危険な場所から 全員避難
3	警戒	危険な場所から 高齢者等は避難

警戒レベルと避難行動

防災気象情報が変わっても、避難の考え方やタイミングはこれまでと変わりません。